

他人による手形行為と、 手形偽造，変造，補充権濫用について

小宮山 宏 之

- 一 はしがき
- 二 他人による手形行為
 - (1) 手形行為者主体の表示を他人がすること
 - (2) 手形行為の内容を他人が表示すること
- 三 他人による手形行為と手形の偽造，変造
 - (1) 他人による手形行為と手形の偽造
 - (2) 他人による手形行為と手形の変造
- 四 むすび

一 はしがき

一般に手形の偽造とは手形行為者の署名を偽ること或は他人の名義を冒用して手形行為をなすことだといわれ、手形の変造とは権限なくして手形上の効力ある文言に変更を加えることであり、偽造が行為者の署名を偽ることであるのに対し、変造は手形行為の内容を偽ることであるとされ概念上別個のものとされている。手形法第69条は「(為替)手形ノ文言ノ変造ノ場合ニ於テハ其ノ変造後ノ署名者ハ変造シタル文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ変造前ノ署名者ハ原文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ」として変造と手形行為者の責任について規定している。

一方偽造については変造の場合のように偽造の効果そのものについての明文の規定はないが、手形法第7条、第77条2項は条文中に偽造という語を用いて

いる。

手形が手形法上の問題となる場合というのはおよそまず手形券面上の記載についてから問題とされる。そこで偽造、変造についてをこの観点からみると、手形券面上表示された債務内容を手形券面上記載表示されている手形行為者に負担させない場合ということができる。手形券面上記載表示されている手形行為者（以下表示上の手形行為者、と記す）が表示された債務内容どおりの債務を負担させられないのは、表示上の手形行為者名或は債務内容を手形券面上に記載表示した者（以下表示者と記す）の手形記載行為について債務を負担せず、責任もない場合である。

けれども一般に他人による手形行為は認められないというものではもとよりない。何故なら手形行為について私法上の代理制度を認めない理由はないからである。ただ手形が生れながらの指図証券であり、要式文言証券であるという手形の本質より生ずる手形法上の要請に対して、どこまで代理即ち他人による手形行為が認められるかが問題となる。この具体的な問題として手形という書面行為の、どの部分に他人による手形行為が認められるかという区別から二つに分けて考えられ、その一つは手形行為者を手形券面上に表示する場合に、表示方式について手形法が署名と記名捺印を認めているために（手形法第82条）署名或は記名捺印を他人によって、又いつまでに表示させることを認めるかという問題となり、この問題は所謂他人による署名が認められるかという論議と関連する。

もう一つの問題は手形行為の内容即ち手形債務内容は証券上の記載によって定まるが、その記載を他人によって又いつまでに或は変更することを認めるかという問題となり、この問題は手形の変造、白地手形の補充権等の論議と関連する。

以上の諸問題は代理制度が手形の要式文言証券性にてらしてどこまで認められるかという事案につき、何れも手形行為者の手形行為意思がある場合であり手形行為上の責任であるが、これらとは別に他人による手形行為によって（表示上の手形行為者に）直接の手形行為意思がないのに責任が生ずる場合がある。

これは、表見代理責任（民法第109条、110条、112条）、名板貸人の責任（商法第23条）、表見支配人の責任（商法第42条）、使用者責任（民法第715条）等であり或はさらに広く外観理論、禁反言等^(注)により責任を問われる場合である。

以上のように他人による手形行為が認められる、即ち他人による手形券面上の記載の効果が表示上の手形行為者に帰属する場合には、表示上の手形行為者の意思により自己を手形行為主体として他人に記載させる場合と、表示上の手形行為者の意思により手形行為内容を他人に記載させる場合とがあり、この二つの場合とは別に表示人の手形行為意思がないのに他人による手形行為によって責任が生ずる場合があることとなる。

従って偽造、変造とはいずれも他人による手形行為が認められず、しかも他人による手形行為について責任がない場合である。本稿は他人による手形行為ということ、及びこの観点から偽造、変造を考察するものである。

(注) 英米法上、過失による禁反言の原則ということがいわれ、過失によって変造されやすいような形で振り出された証券には、白地手形と同じ原則を適用するのが妥当だという考え方に基いている、といわれる。伊沢考平「米国商業証券法」224頁、竹内昭夫、法協85巻3号111頁。なおアメリカ統一商法典第406条では、証券に重要な変造を生ぜしめることにつき過失によって実質的な原因を与えた者は、正当所持人等に対して変造を主張できないとされ、このような帰責事由のある署名者には変造後の文言による責任を負わせている。

二 他人による手形行為

(1) 手形行為者主体の表示を他人がすること

手形は一定金額の支払を債務内容とする有価証券であり、その債務者は手形券面上の手形行為者としての署名或は記名捺印という記載によって定まる。

通常の手形行為は手形行為者が自己の名を署名或は記名捺印するが、何らかの事情で自己の名を自ら記入しないで、しかも自らが債務者となることを欲する場合に、一つの方法は民法の代理の規定にしたがって代理人により法的効果の帰属をみる方法である。この方法による場合は、本人（債務者—表示上の手形行為者）と代理人（表示者）の名及び代理関係が手形券面上記載される。

次に、表示上の手形行為者と表示人との間では代理関係によるという合意がある場合、即ち法的に、権利義務の帰属する行為者は表示上の手形行為者であるという合意がありながら、表示者が代理の形式によらないで直接表示上の手形行為者名（だけ）を手形券面上に記載表示したことがある。この点についての問題は署名代理、或は手形行為の代行の問題として論議のある点である。

この議論は、署名と記名捺印それぞれについて問題となり、また手形行為者が法人である場合法人なるが故の問題もある。

署名という法定要件が他人の行為によって認められるかということにつき、学説は一般に署名とは行為者が自ら行為者自身を自署することだとし、従って概念上他人による署名ということとはあり得ないことだとする。これに対して判例^(注1)は署名の代理を認める、といわれるが判例事案は記名捺印に関してのもののようなのである^(注2)。

記名捺印については、判例では前述のように認められているし、学説も記名捺印をする権限と手形行為をする権限とを区別したうえで他人による記名捺印を認める見解が多数であるが^(注3)、記名捺印という誰がなしても相違がなく外観上実際の行為者がわからない事実行為について所謂機関による代行行為として一般に説明される。

また法人については、(手形上の主体である)法人名と代表者名と代表関係の表示とが、表示上必要だといわれるから、現実に表示する者が代表者でない場合(このような場合が現実にはむしろ一般的である)説明が必要となる^(注4)。

表示人が、表示上の手形行為者の名義を記名捺印という方法で表示することが問題ないというためには、その理由を手形法第82条により法が手形行為者名の表示に記名捺印を認めた、ということに求められるであろう。即ち書面行為について本来の行為者名の表示方法は署名であるが、法が行為者の便宜のために記名捺印方式を認めたのであり、その便宜のためにという中に他人という自己以外の者による表示方法を認めたと解することである。或は記名捺印を法が認めたということは、自己以外の者による記名捺印行為までを認めたものではなく、自己の表示方法として自らが表示する場合だけ、つまり署名の一方式と

して、便宜を認めたものだとすると自己以外による記名捺印は理論的に認められないこととなる。

ここでごく基本的な問題について考察したい。それは、認める（或は認めない）という意味についてである。普通、法的に認める（認めない）ということは、外形上の表示された状態に表示通りの効果を法が承認する（しない）、或は行為者の効果意思どおりの効果を法が承認する（しない）ということの意味する。

即ち外形、（表示されている）効果意思についての法の評価決定である。

そこで、手形の記名捺印について誰による、どのような記載でも当事者に争がなければ法的問題としてあらわれてはこない。念のためにことわっておきたいが私は手形法について論じているのであって、私法一般、就中民法について論じているのではない。民法（規範）の中には当事者の合意があり、従って当事者に争がない関係について一いいかえれば合意の効果について一規定がされる場合がある。これは即ち公序にかかわる問題であり、この場合法は当事者の合意について（合意をみとめないで）法的評価をなす。私は手形制度それ自体或は、手形法は基本的に公序に関する規定とは考えられないのではないかと思う。なぜならば手形債務という金銭支払債務それ自体（手形は無因証券といわれる）には公序という問題が考えられないからである。

この問題は、あらためて考察したいが一つ具体例を挙げる^(注5)と民法第960条は遺言について「遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、これを行うことができない。」と定め、遺言の方式について第967条以下に細かく具体的に方式を定めている^(注6)。即ち遺言者の意思だけでは法的効果を認めない。これに対して手形法は、署名記名捺印というだけで現実の行為の何が署名か、何が記名捺印かを定めてはいない。手形法第89条1項は「為替手形上及約束手形上ノ行為ノ方式ハ署名ヲ為シタル地ノ属スル国ノ法律ニ依リ之ヲ定ム」とするが、署名の方式についての規定は存在しない。

そこで手形署名についての判例をみると、手形記載の名称はその人の公簿上の氏名、商号に限らず通称でもよい（大判明39・10・4民録第12巻1203頁、大阪高判昭31・5・7高裁民集9巻252頁）、平常取引をなすにあたり自己を表示するもの

として慣用する他人の氏名でも振出人の名称として充分である（大判大10・7・13民録第27巻1328頁），また手書する以上，インク，筆墨によるのはもちろん炭酸紙（カーボン）を用いてもよい（大判明44・3・9刑録第17巻298頁）といわれる。さらに署名は必ずしも読みうるものである必要もない^(注7)，といわれる。

記名捺印については，印鑑届のなされているものであることも，日常所用のものであることも必要でない。出来合い判・印影の無意味な三文判・雅号や古来の成句を彫ったものでもさしつかえない（大判昭8・9・15民集12・2170），また他人名義の印章でもよい（大判昭6・6・25新聞3302・14）とされる。

このように手形の署名，記名捺印についてみると判例の上では手形行為者の表示は実は何でもよいということになりそうである。判例とはいうまでもなく個々の当事者の具体的な争についての裁判所の法的判断・評価である。従って署名，記名捺印についての判例ということの意味は，具体的に存在する手形上の行為者として表示された記載を，手形行為者として評価できるかということについての裁判所の判断であり，個々の判例をみた結果その判断は個々具体的にしかできない，ということになる。

手形法は手形行為者に手形券面上へ署名，記名捺印を要求している。しかし署名，記名捺印行為自体について具体的には何も規定しない。ここに具体的な行為規範となるのは慣習である。以上により私は手形の要式性ということがただちに行為規範性をいうものではない，少なくとも手形行為者の表示である署名，記名捺印について行為規範として機能していないと考える。手形法を裁判規範として理解すべきかについては今後の研究課題にしたいが，本稿では次に手形行為の内容について考察する。

（注1）判例は本人から権限がみとめられていれば直接本人名義の署名或は記名捺印を認める。大判大4・9・15民録21輯1465頁，大判大4・10・30・民録21輯1799頁，大判大9・4・27民録26輯606頁，大判昭7・5・3民集11巻872頁，大判昭8・5・16民集12巻1164頁，大判昭8・9・15民集12巻21号2168頁，大判昭16・5・16新聞4706号27頁，最判昭37・7・6民集16巻7号1491頁高松高判昭39・1・31判例時報375号74頁等，なお東地大3・2・14新聞944号25頁は「代理人カ本人ノ為メニ手形ヲ振出スニ際シ本人ノ氏名ノミ記載シテ署名ヲ為シタル場合ト雖モ法律上振出行為ハ本人ノ為メニ其効力ヲ生スル者ニシテ」と判示する。最昭40・12・10判時436号56頁は，

署名代理の概念を否定し、署名もしくは記名の代行とする。

(注2) 鴻常夫「署名と記名捺印」手形法、小切手法講座1巻145頁注(二)、河本一郎「手形の署名」新商法演習3・11頁。

(注3) 反対、鈴木竹雄「手形法小切手法」有斐閣法律学全集163頁参照。

(注4) 本文のように、法人の手形行為については、法人の行為と法的に評価されるには、適法な機関による行為が、機関権限の表示と機関である具体的な行為者名を記してなすことが必要だとされる。ここに行為者名義人以外の者が現実の行為をした場合、その行為の帰属が問題となる。法人なるが故の考察は別稿にしたい。大隅健一郎「法人の手形行為」手形法・小切手法講座第1巻196頁以下

(注5) 民法施行法第5条は「確定日附ある証書」について具体的に細かく規定している。

(注6) 民法第967条は「遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によってこれをしなければならない。但し、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。」と規定し、自筆証書遺言について(民968条)、公正証書遺言(民969条)、秘密証書遺言(民970条)についてそれぞれ細かく要件を規定している。また特別の方式について第976～第984条で細かく規定している。

(注7) 鴻前掲145頁注(三)はこの見解に Jacobi, Wechsel-und Scheckrecht, 1956, S. 234. を引用される。

(2) 手形行為の内容を他人が表示すること

手形債務の内容—金額、満期等—は、手形券面上の記載によって定まる。通常の手形行為は、手形行為者が自己の名の表示とともに手形要件という法定された債務内容を手形券面上に記入する。この段階で手形行為が完了したとみるかは手形学説によって異なるところであるが、手形行為者が自己の名の表示とともに手形要件を記入するという点に問題はない。

ここに手形券面上に自己の名を表示したが、何らかの事情で手形債務内容(手形要件)を記入しなかった諸場合を考えてみる。

まず手形行為者が署名した時に受取人、債務内容について具体的に確定した手形行為意思がないが、将来するであろう手形行為にそなえて自己の名を表示した場合であり、後述のように一般にはこの場合責任を問うとしても外観理論禁反言の法理によって署名者に責任を問うか、或は行為者の意思による責任を認めるとしても、債務内容の確定していない債務の責任を問うには、手形に署名する以上は記載文言どおりの責任を負うのが取引社会の通念である、といった広範な客観的意思を擬制して責任を問う、ということになる(注1)。

次に受取人又は債務内容の一部については確定した手形行為意思がありその部分については手形券面上に記載したが、他の要件については確定せず従って記載上空白のままである場合、或は手形行為意思はあるが行為内容が確定していない場合、その他何らかの事情で署名はしたが手形要件を記載しなかった場合であり、この場合手形要件を手形行為者自ら記載するか他人か記載するかが問題となるが、併せていつ記載するか、さらに基本的に問題とされる意味について考察したい。

まず手形行為者が自ら署名した手形要件空白のままの手形を手形行為者自らが所持（直接占有）している場合は、その状態ではいかなる意味でも手形法上の問題とはならない。

次に、このような（要件空白の）手形が自己以外に所持されていても、他人が所持しているだけで、手形上の請求（権利行使）をしない場合、このいわば静止状態は法的問題とはならない。

次に手形を所持している（手形行為者以外の）他人が、要件空白のまま手形行為者に請求してもそのままでは権利行使できない^(注2)（後述のようにこの場合は手形法第2条の問題と考える）が、そこで手形行為者が空白要件を自ら補充記載した場合は、仮りに所持人に異議があってもそれは手形法上の問題とはならず記載された文言によって手形債務内容が確定する（要件空白のまま流通した一記名式裏書により流通した一白地手形を再び取得した手形行為者が、予めなした合意と異なる補充記載をした場合は白地手形の問題となるのか、特に手形行為独立の原則との関連も問題となろう。なお手形法第32条2項は「保証ハ其ノ担保シタル債務が方式ノ瑕疵ヲ除キ他ノ如何ナル事由ニ因リテ無効ナルトキト雖モ之ヲ有効トス」と規定している。白地手形に（要件空白のまま）裏書した裏書人に、「振出シタル」と規定する手形法第10条を類推できるかは検討が必要であろうが、手形行為者と所持人間については手形法上の問題把握としては本文のように解する）。ここで手形を所持している他人が補充記載しても、手形行為者に異議がなければ、即ち法的評価として同意があれば法的問題とはならない。

このように考えてくると、手形行為の内容を他人が表示することが手形行為

として問題となるのは、手形要件（手形債務内容）空白のままの手形を所持するものが要件を補充記載して請求し、或は記載された（もと白地）手形取得者により請求されその記載による請求に手形行為者が異議がある場合、ということになる（注3）（注4）。そうすると手形法第10条が「未完成ニテ振出シタル為替手形ニ予メ為シタル合意ト異ル補充ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ違反ハ之ヲ以テ所持人ニ對抗スルコトヲ得ズ但シ所持人が悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ為替手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」と規定しているのは、事例に即した規定表現と私には思われる。

手形法第10条が存在するということから、白地手形「という未完成にて振出す手形」を、法が積極的に認知したとは直ちにはいえないと思う。つまり手形法で本来予定している要件を記載して振出す手形と、手形法第10条とを理論的に関連づけて考え白地手形を手形の特殊な場合についての注意規定と解したい。

たしかに、白地手形は手形法第2条の規定によれば、無効であるものが取引社会の要請で現実に使われ慣習上の証券として、法が規定せざるをえなくなった。そして手形法第10条が白地手形について規定しているということをとらえて、法が認知したとは、形式上からは言い得よう。

しかしその規定内容は「未完成にて振出したる」振出人に「予め為したる合意と異なる補充を為したる場合に於ては其の違反は之を以て所持人に対抗することを得ず」と規定しているだけであり、文理解釈上、手形行為者の意思は手形制度の究極の場或は制度の目的であり或は前提である債権、債務者間の権利内容実現の場では認められないということである。

近時、倉沢教授は白地手形について見解を示され「白地手形の欠缺要件が未補充のままで所持人が手形上の権限を行使しえないことは、通説および判例のともに認めるところである。一方において通説が白地手形を有価証券と認めておきながら、それによって手形上の権利を行使することができないものとするのは、未補充のままでは手形としては効力が発生していない—無効—と解するからにはほかならない。したがって、そのかぎりでは、手形法二条によって無効

とされるいわゆる不完全手形との間に、何らの差異もないことになる。換言すれば、要件未補充のまま白地手形の所持人が手形上の権利を行使しえないということは、手形法二条の規定をその法規的根拠とするものである。その意味では、白地手形と不完全手形とを、証券自体において峻別することはむしろ誤りというべきであろう。

もともと、手形の要件は、そのすべてを署名者自身が記載しなければならないというものではない。手形の署名者が、要件の全部または一部の記載という事実行為だけを他に委託することは可能であるし、現にそのような委託のなされることは多い。その場合に、委託を受けた者が要件の記載を完了するまでの間は、その手形は不完全手形として無効である。しかしながら、その手形は将来にわたって永久に無効であるというわけではない。委託を受けた者が記載を完了した手形を、署名者がみずからの手形行為として振出せば、有効な手形となるのである。したがって、要件未補充の時点で白地手形と不完全手形とをとらえた場合には、その間に、両者が無効であるという点においても、両者が将来有効な手形となりうる—いわば、未必の手形債権を内含している—という点においても、差異はない。

しかるに、商慣習法は、一方に有価証券的流通力を認め、他方にこれを認めない。いったいその区別の基準はどの点にあるかといえは、それは、前者においては、証券所持人—すなわち権利者たりべき者—に要件補充をなす権限が与えられているのに対して、後者においては、署名者の内部的機関にその権限が与えられているところにあるものと解される。これを「補充権の有無」と表現するとすれば、そこでいう「補充権」とは、単なる要件記載の権限ではなくて、証券所持人がその権限をえたこと、換言すれば、要件の記載によってその者が手形上の権利を取得しうるような権限であることを意味する(注5)。」といわれる。

引用文前段の、「要件未補充のまま白地手形の所持人が手形上の権利を行使しえないということは、手形法2条の規定をその法規的根拠とするものである。」

と、まさにご指摘のとおりと理解する。手形法的に債権が確定していないから手形法上の請求ができない、即ち無効なのである。債権の内容が確定していないとき請求ができないということは一般的法理である(注6)。手形の書面要式性ということも、手形の生れながらの指図証券性、即ち当初の当事者以外の参加を手形制度は、はじめから予定しているために契約自由の原則・当事者自治の原則に対して制限が加えられ、手形の書面要式性ということはこの制限の具体的あらわれと考える。従って手形の要式性に反し無効だということは結局は、債権の内容が確定していないから無効なのだと解する。債権の内容が確定していない請求を具体的に認めようがない。

通説は要件補充記載によって債務の内容が確定し、補充によって請求するものに請求権が認められることから補充前の証券所持人の法的地位を考える。

この点について私は、手形法的即ち手形法上の問題は記載によって確定された債務内容だけを問題にすればよいものとする(注7)。従って手形法第10条の意義は債務内容の決定方法について定めている特殊な場合と理解する、即ち一般的にいつて手形行為があったかということは手形請求があって始めて問題となるのであり、これは法的問題として争われた場合に個々の事例について認定するよりない、しかし第10条の存在は本来手形法が規定を設けていない手形行為の一場合についての注意規定を設けた場合と解する。

このように理解すれば手形法10条を手形法中に理論的に位置づけられるものではなかろうか。

以上により要件空白のままの手形で請求がある場合は手形法第2条により解決し、要件が記載された手形請求の(記載されている)請求内容(それ自体)について手形行為者が争った場合は手形法第10条により解決すべきものと考えられる。だから手形法第10条で問題とされる証券は手形要件が記載されている、もと白地手形についてである。

白地手形概念とか、具体的に「未完成ニテ振出シタル」とはどのような行為状態をいうのかとか、白地手形がどのような意味の有価証券とか、白地手形の流通を認めるかといった問題はすべからず慣習によって定まることであり

法はただ第10条に規定をおくのであり、私はそのありかたに納得がいく。

一つ極端な例をいえば、普通学説は白地手形として認められるには、少なくとも署名或は記名捺印が必要だという。しかし前節でみたように手形行為者の表示については書面行為性の本来からみれば、ずいぶん緩和されたものであるし、この傾向が行為者の意思があればその意思を本来の形式から逸脱していても認めようということ、或は取引安全のため要件形式を弾力的に解釈する、ということからでてくるものならば、慣習上実際にあり得るかどうかは別として、概念上手形行為について署名がない証券でも取引社会で、有価証券と認められ得ることとなる。

およそ法の規定は、法規範というもののもつ本来的性質からして直接的か間接的かという違いはあるとしても、紛争について設けられる。従って法は、人の行為のすべてについて規定するものではなく、法的问题点について具体的に規定する。だから、いわば点として存在する具体的な個々の法規定から、いわば線を見ることは学説の役割りであろう。

ただ、例えば法人理論にしろ、株主権についての議論にしろ周知のように学説は多岐にわたる。学説が多岐にわたることはむしろ学説としては必要なことであり、また法人、会社というものそれ自体が社会組織に関する法であるということから必然する、当事者の本来的多数性、当事者以外の社会的要請に対する配慮という、当事者自体及び当事者以外の要素が、いずれも多いということから多様な線が描かれる。これに対して手形については手形理論として問題があるが、法人論や株主権をめぐる理論とは性質が異なるように思われる。たしかに手形に裏書、保証、参加等多数当事者が予定されてはいる。けれども手形は要するに債務者の債権者への金銭支払が前提であり、目的である。これは時代の変化ということに原理的に影響されない行為である。

規範が行為を生む、ということはある。そして手形法はいうまでもなく手形について規定する。しかし、だからといって手形法が手形行為について行為規範的役割を果しているとはいえない。白地手形の存在それ自体がそのあらわれであるし、前述のように署名についても記名捺印についても、手形の記載方法

についても、手形行為についても法は具体的には何も定めていない。

そうすると手形法それ自体の存在意義が問われようが、やはり規範であると考えられる。この場合勿論法が存在するから規範だというのではなく、具体的な内容は慣習による、という規範の意義はあり得ると思うし、また手形法の中に例えば満期の記載のように（第33条）それ自体で完結する規定もある。

手形法のこのような特色は、或は統一条約によっているということが関連するかと思うが、従来手形の要式性といわれることの実質的意義は検討されるべきであろう。ここでは、問題になるというのは具体的な請求の場について問題となるのであり、その意味では手形法の本質は裁判規範である（行為規範でない）といえるのかもしれないが今後の検討としたい。

（注1） 最判昭46・11・16民集25巻8号1173頁は流通におく意思で約束手形に振出人として署名または記名捺印した者は、盗難等のため振出人の意思によらずに流通におかれた場合でも手形債務を負うとし東高判昭49・5・29判時743号は手形用紙振出人欄に記名押印して机の引出内に収納しておいたものが盗取されて流通した場合の所持人の請求を認める。

（注2） 大判昭7・3・16新聞3396号7頁、同昭12・12・12商判集追補Ⅱ116頁、東高判昭30・1・28判例時報46号26頁、最判昭33・3・7民集12巻3号511頁、同昭35・9・9民集14巻11号2114頁、同昭43・10・8金融法務事情531号37頁。

（注3） 大判大10・10・1民録27輯1686頁は「白地手形トハ後日他人ヲシテ手形ノ要件ノ全部又ハ一部ヲ補充セシムル意見ヲ以テ之ヲ記載セザル紙片ニ署名シテ発行シタルモノヲ指称スルモノニシテ其ノ白地補充権ハ手形ニ追隨シテ転輾シテ手形ヲ取得シタル者ガ同時ニ之ヲ取得スルモノト解スルヲ相当トス……白地手形ノ交付ヲ受ケタル者ハ其手形ニ署名スルコトナクシテ之ヲ他人ニ譲渡シ譲渡ヲ受ケル者ハ之ニ白地裏書ヲナシ更ニ他人ニ譲渡シ得ヘク此ノ如クニシテ手形ノ所持人トナリタル者ハ其ノ白地ヲ補充シテ引受人又ハ前者ニ対シテ手形上ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ベシ」

（注4） 最判昭31・7・20民集10巻8号1022頁は約束手形の振出人は白地補充権を自己に留保した場合であっても手形法第10条の法意により悪意重過失なき手形取得者に対して手形債務を負担する、と判示する。白地要件の補充権を与えたものでないから、手形法10条の法意によるとするが、私見によれば補充権を与えたかどうかということは関係ないと思われる。

（注5） 倉沢康一郎「白地手形法論・管見」法学研究50巻1号242頁。

（注6） 親族に相続する法的地位があるからといって、相続前（民882条参照）の親族に相続権ありとはいわない。将来権利を取得する地位にあるものを法的に認めるかは別問題である。なお手形に於ては引受前の為替手形所持人の地位の問題がある。

（注7） 高窪利一「白地手形の成立要件」ひろば17巻7号26頁は「手形の要式性に関する考え方を

コペルニクス的に転回して、これを権利行使の要件と理解し、基本手形の成立要件、つまり、流通過程における手形の要件としては、外観上補充を予定された証券であれば足りる」といわれる。この見解に対し、倉沢前掲237頁。

三 他人による手形行為と手形の偽造、変造

(1) 他人による手形行為と手形の偽造

手形偽造の概念そのものについて法は規定をおいてないが、学説は手形の偽造とは他人の名義を偽って手形行為をなすことをいうと^(注1)し、或は権限のない者が手形面に不真正な署名を顕現せしめること^(注2)、或は機関方式の手形行為が無権限でなされること^(注3)、或は無権限に署名の代行方式による手形行為が行われること^(注4)等といわれる。

偽造は、手形の振出、引受、裏書、保証等いずれの手形行為に関するかを問わず、またいわゆる他人とは実在の人たると死者または仮設人たるとを問わない^(注5)といわれる。本稿で先に述べたように偽造といわれるのは、手形券面上の表示された通りの債務内容を表示上の行為者が一切負担しない場合である。既述のように、私は手形行為が問題となるという意味は他人として請求(権利行使)があった場合に問題がでてくるものと考えから、逆に手形行為者主体の表示を他人がする場合でも、手形行為の内容を他人が表示する場合でも表示上の行為者に、異議がなければ問題とはならない。ここに問題としないという意味は、追認したから効力があるというのではなく、手形法上は他人(権利者)の請求があった時に異議がなければそこで手形法上、手形行為者及び債務が確定する。そして異議があり争となった場合の効果は法の定めるところによると理解する。その意味で表示行為した者を、手形券面上の手形行為者の機関と称することはできる。

学説は偽造の扱いにつき説が分れ、偽造について表見代理の適用、類推適用もないとする説^(注6)、偽造であっても無権代理類似の関係が成立する場合は表見代理の規定を類推すべしとする説^(注7)、民法の表見代理の規定の類推適用というより外観保護に関する一般法理が手形行為の代行について適用されるべきだとする説等がいわれる。或は又代行権限を欠く他人によって記名捺印が作り

だされた場合、無権限者による代行の事実を知らない第三者が本人自身により手形行為がなされたと信じたときに、直接第三者の外観的信頼を保護する問題と、証券外の表見的代行権限の存在を信頼しこれに依存して手形を取得した第三者を保護する問題を区別され、前者については権利外観により、後者については表見代理の類推をいわれる^(注8)。

私の理解では手形法上は表示上の手形行為者が請求に際して、他人による自己の(手形行為者主体としての)表示を認めない場合を偽造と解すればよく、その他の民法上の責任を負うかということは(手形法の問題とは)別の問題として考えるべきものと思う。手形法に偽造の規定がないということに合理性があるのではなからうか^(注9)。

(注1) 蓮井良憲「手形の偽造」手形法・小切手法講座1巻232頁

(注2) 田中耕太郎「手形法概論」202頁, 伊沢考平「手形法・小切手法」158頁

(注3) 鈴木竹雄前掲165頁, 大隅健一郎=河本一郎「ポケット註釈増補手形法・小切手法」66頁

(注4) 田中誠二「手形法・小切手法詳論」上185頁

(注5) 手形の偽造は、盗取または偽造した印影を使用して他人名義の記名捺印をするのが通常であるが、他人名義の手書による場合またはある特定の目的のために預かった実印を濫用してなす場合、或は他人の署名または記名捺印のある紙片を手形署名に流用すること等といわれる。

(注6) 田中誠二前掲194頁, 小橋一郎「手形行為論」358頁

(注7) 大隅健一郎=河本一郎前掲87頁, 大森忠夫「手形行為と表見代理」商法演習Ⅱ126頁

(注8) 田中誠二前掲194頁・鈴木竹雄「判例手形法小切手法」120頁, 服部栄三「手形行為における表見代理」法学教室7号75頁, 松岡誠之助「手形の偽造に関する表見代理と使用者責任」商事法の諸問題509頁

(注9) 長谷川雄一「手形偽造の無権代理的構成の適否」手形研究238号, 239号

(2) 他人による手形行為と手形変造

手形の変造とは無権限で手形上の記載内容を変更することだといわれ、記載文言の附加^(注1)、既存の記載の書き換え、既存の記載の削除等によってなされ、変造前の文言が認識できるかどうかは問わないとされる^(注2)。

手形の変造については偽造と異なり手形法に規定があり69条は「為替手形ノ文言ノ変造ノ場合ニ於テハ其ノ変造後ノ署名者ハ変造シタル文言ニ従ヒテ責任ヲ負ヒ変造前ノ署名者ハ原文言ニ従ヒテ責任ヲ負フ」と規定する。

私は変造の場合というのは、他人による手形要件の記載変更を認めない場合だと考える。ただ注意が必要と思うのは、変造とは既に要件が記載され、従って手形債務が存在し、債務内容が定まっている手形について記載内容の変更をすることである。だから要件空白を補充記載する場合（この場合は記載までは手形債務が存在しない）と異り、記載要件を変更するということは成立している手形債務を変更することになるから、例え手形行為者でも（他の行為者の同意がなければ）できないこととなる。だから完成した手形（要件記載された手形）の記載内容を表示上の手形行為者が変更した場合は、理論的に手形行為者が変造者となる。

このように手形変造の場合は、成立している手形債務について問題となるから、白地手形や偽造の場合と異なった問題である。

（注1） 例えば約束手形の共同振出人としてなされた署名の上に「保証」と記入する。大判昭8・12・14商判集275頁

（注2） 大判大13・2・29民集3巻33頁

四 むすび

手形についての問題を手形法がすべて規定しているものではもとよりない。手形についての私法上の問題は、手形法以外に或は慣習により、或は商法により、或は民法により、更に或は外観理論により解決されるといわれる。

けれども手形法に対して一般法である商法民法で問題とされる手形とは、手形法上の手形である。しかし考察したように手形について基本的な実質行為である、署名、記名捺印、手形行為等については手形法では解決されず慣習によっている。

一方手形は厳格な要式書面行為だといわれる。そうすると手形法の意義はどこにあるのであろうか。書面要式行為性ということを考えていくうちに、手形法の書面要式行為性というのは、当事者の（効果）意思を離れた客観的な意思それ自体の存在を、法が手形制度上の要請により要求するのであり、当初の手形行為者も、手形上記載された債務という、客観的な意思それ自体に拘束され

るのである。これは勿論債務者だからということではなくて手形上の債務は、当初の手形行為者の意思とは手形法によって別個な存在となる。だから手形行為者といえども原則として記載変更ができないのである。逆に、客観的な意思それ自体の形成についてはむしろ民法上の理論より自由である。これは手形行為自体が公序に関しないものだから当事者の私的自治に委ねられるからである。

この結果、いつでもまた自己はもとより自己以外の者の記載でも（補充権の有無を問わず）手形行為者に異議がなければ、記載によって、手形債務が記載によって発生する。その意味で自己以外の記載者は機関と称せられるし、手形行為者に異議がある場合について法が規定を設けている。手形法10条はその一例である。このような観点から問題となる事例を考えてきた。なお偽造と、無権代理の関連について判例の表示者の意思により区別する見解に批判がある。

しかしこの点について表示者の意思ということが、手形行為者に異議がないと解されるなら、手形法上区別される必要はないし、このことは手形法上偽造について規定がないという法形式にも即した解釈となる。